災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により、被害を受けられた方々に心から お見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに 一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口 : 0120-888-727 平日 $11:00\sim15:00$ (土日祝日・年末年始除く)

事故受付 : 0120-000-455 平日 $11:00\sim15:00$ (土日祝日・年末年始除く)

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【青森県】 むつ市、上北郡七戸町、 下北郡風間浦村	2021年8月10日	災害救助法施行令 第1条 第1項 第4号適用

以上